

ご利用の手順

手順1) 登録する

利用を希望される方は、事前に利用登録が必要ですので、「三沢市病児病後児保育事業利用登録届書」を利用する施設へ提出してください。

- ※ 利用できるお子さんの年齢は、生後6ヶ月から小学3年生までです。(ピッコロ保育園は小学6年生まで)
- ※ 利用登録届書は、市内保育所・幼稚園及び三沢市子育て支援課（キッズセンターそらいえ内）及び実施施設にも備えています。
また、三沢市ホームページからもダウンロードができます。
- ※ 利用登録届書は、登録日から年度内有効とし、次年度に更新していただきます。
- ※ 利用登録届書の提出は、利用当日でも可能です。

手順2) 受診する

利用を希望する場合は、かかりつけの医療機関で診察を受け、「三沢市病児病後児保育利用連絡票」により、医師から病後児保育が可能であることの確認を受け、お子さんの症状や処方内容を記入してください。

- ※ 利用連絡票への医師の署名にあたり、医療機関から別途料金を請求される場合があります。
- ※ 利用連絡票は、市内保育所、認定こども園、三沢市子育て支援課（キッズセンターそらいえ内）及び実施施設にも備えています。
また、三沢市ホームページからもダウンロードができます。

手順3) 予約する

連絡票の準備ができたなら、利用を希望する施設へ電話で予約をしてください。

- ※ 1日に受け入れる人数に制限がありますので、予め電話でお問い合わせください。
なお、感染症等で隔離が必要であると診断された場合はお申し出ください。

手順4) 来所する

「三沢市病児病後児保育事業利用申請書」に必要事項を記入し、以下の持ち物等の確認・持参の上、お越してください。

- ※ 利用申請書は、市内保育所、認定こども園、三沢市子育て支援課（キッズセンターそらいえ内）及び実施施設にも備えています。
また、三沢市ホームページからもダウンロードができます。
- ※ ひばりハウス、ピッコロ保育園を利用する感染症のお子さんは、専用の入口からお入りください。

【持参いただくもの】

①必要書類等

- ・「三沢市病児病後児保育利用連絡票」
- ・「三沢市病児病後児保育事業利用申請書」
- ・「三沢市病児病後児保育事業利用登録届書」（未登録の方）
- ・健康保険証、印鑑

②処方された薬

- ・1回分ずつに分け、お子さんの名前を記入してください。
- ・処方内容や服用内容が確認できる物（薬剤情報提供書または、お薬手帳、薬の袋等）

③その他

- ・着替えまたはパジャマ、肌着（各1～2組）
- ・バスタオル、フェイスタオル、ハンドタオル（各1～3枚）
- ・紙おむつ（必要なお子さんは、普段使う量より2～3枚程度多めにお持ちください。）
- ・粉ミルク（必要な場合はご持参ください。）

※ お子さんの持ち物は、全てに名前を記入してください。

<お問合せ先>

施設名	所在地	連絡先
ひばり苑こどもセンター 「ひばりハウス」	三沢市大字三沢字堀口 164-291	0176-58-7782
岡三沢こども園 「病後児保育室おあしす」	三沢市岡三沢2丁目7-7	0176-53-2279
学校法人小檜山学園 「ピッコロ保育園」	三沢市中央町4丁目3-25	0176-57-1155